

一時預かり保育 利用規約

- 第1条 名称及び所在地
名称を「田辺保育園」（以下、本保育室）とし、本保育室を大阪市東住吉区田辺 1-5-7 に置く。
- 第2条 設置者
設置者を、株式会社大木技研（以下、当法人）とする。
- 第3条 管理者
管理者を、代表取締役 大木建宏（住所：前条と同じ）とする。
- 第4条 目的
保護者の育児疲れ解消等私的な理由、その他の理由、もしくは保護者の勤務形態により家庭における育児が断続的に困難となり、一時的に保育できない子供を預かることを目的とする。
- 第5条 一時預かり保育の方針
本保育室の理念の下、保育士がチームとなり、児童の保育にあたり、身体、精神両面のケアを施し、リラックスできて楽しく安全に過ごせるよう配慮する。
- 第6条 保育の対象
1. 利用対象は、生後6ヶ月から概ね5歳児までの児童
2. 本一時預かり保育は余裕活用型であり、定員は本保育室の月極利用児童数が利用定員総数に満たない場合の空き枠とする。月極保育の契約児童数が利用定員総数を満たす場合は一時預かり保育は実施しない。
- 第7条 利用方法
1. 利用時間は次のとおりとする。
月曜日～土曜日：午前8:00～午後18:00
2. 予約は次のとおりとする。
①利用日前日の午後12時00分までに電話予約をする。
②利用当日の予約は定員に余裕があるときに限り受け付ける。
③予約のキャンセルは利用日前日の午後12時00分までとし、当日のキャンセルについては予約時間帯の保育料金を請求する。
- 第8条 利用料金等
利用料金は以下の通り
1時間／1,000円
※時間超過の場合は30分刻み【1,000円】を加算致します。
1. 利用料金には、昼食・おやつが含まれません。【給食300円／おやつ100円】
2. オムツなどの必要な身の回りの物は各自で用意すること。また、用意したものに不足が生じやむを得ず本保育室が調達したのものについては別途費用を支払う。【おむつ1枚／50円】

第9条 利用料金支払方法

利用料金はお迎え時に精算する。

第10条 補償制度

本保育室を利用するにあたり、万一事故等が発生した場合、保険適用範囲内において補償を受けることができる。但し、病状悪化等、本保育室の責に帰すことが出来ない事由による事故等の場合はこの限りでない。

第11条 利用制限

次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の途中にかかわらず利用を制限し、また受け入れをお断りする場合がある。

- ①児童の病状により、保育が不適切と医師が判断したとき。
- ②新型インフルエンザ等感染症の発生、流行など、感染の危険性が高いとき。
- ③気象警報等が発令されたとき。
- ④当法人の診察または本保育室の保育方法に同意しないとき。
- ⑤本利用規約に従わないとき。

第12条 保護者の義務

児童の保護者は、本保育室に対して保育に必要な情報を提供しなければならない。また、本保育室を利用する間、「利用申請書」に記載した緊急連絡先に常に連絡でき、緊急時でも保護者の意思が確認できるよう努めなければならない。

第13条 相談窓口

利用にあたっての相談、質問、苦情等の窓口は、田辺保育園（電話 06-7177-7597）とする。

第14条 規約の変更

本規約の変更は当法人が定め、その効力はすべての利用登録者に帰属する。

以上、規約の内容を理解、承認したうえで利用申請をします。

年 月 日

保護者署名欄 住所

氏名

印